

事務連絡  
平成29年3月28日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 民生主管課 御中

厚生労働省老健局総務課

「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」を活用した介護労働者に係る安全衛生教育の徹底について

今般、「「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」を活用した介護労働者に係る安全衛生教育の徹底について」(平成29年3月28日付け基安安発0328第5号、基安労発0328第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長通知)が発出され、高齢者介護施設における労働安全衛生法第59条第1項により事業者に義務付けられた雇入れ時の教育の徹底を図ることとされております。

そのため、別添通知の内容及び当該マニュアルについてご了知いただくとともに、高齢者介護施設に対するマニュアルの周知、安全衛生教育の推進について、都道府県労働局又は労働基準監督署から協力依頼等があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該マニュアルの製本版については、別途、中央労働災害防止協会より、都道府県、市町村（特別区を含む。）、都道府県社会福祉協議会等に送付される他、PDFにつきましては以下の厚生労働省HPより入手可能であることを申し添えます。

## 【マニュアルの掲載されたウェブサイト】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153896.html>

## (参考) 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生マニュアル

経験の浅い介護労働者の労働災害が増加していることに鑑み、高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアルを作成したもの。全体版は主に施設の管理者、教育担当者用で、パンフレットが個々の介護労働者へ配布して使用するものです。